

家庭向け省エネアドバイス制度実施要綱

制定 令和7年1月31日

（目的）

第1条 この要綱は、生活に密着した視点から各家庭へ効果的な省エネルギー・節電等（以下「省エネ等」という。）の手法の提案・助言を、長崎県（以下「県」という。）と、県が家庭の省エネサポート事業者に認定した民間事業者（以下「省エネサポート事業者」という。）が連携して行う家庭の省エネアドバイス制度（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

本事業の適切な運営を図るため、省エネサポート事業者においては、家庭の省エネ等に関して専門的な知識を有する人材として県の登録を受けた者（以下「省エネアドバイザー」という。）を確保し、省エネアドバイスを円滑かつ広範に展開させ、家庭における二酸化炭素の排出量の削減を推進し、もって地球温暖化対策に資することを目的とする。

（県の役割）

第2条 県は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本事業の運営及び周知
- (2) 省エネサポート事業者の募集及び認定
- (3) 省エネアドバイザーの登録及び公表
- (4) 省エネサポート事業者に対する支援、指導、助言等
- (5) 地球温暖化対策についての普及啓発

（省エネサポート事業者の役割）

第3条 省エネサポート事業者は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 省エネアドバイザーの確保
- (2) 省エネアドバイスの内容の設定
- (3) 省エネアドバイスの周知
- (4) 省エネアドバイザーの指導・監督
- (5) 県への活動実績報告

（省エネアドバイザーの役割）

第4条 省エネアドバイザーは、本事業の実施に当たり、省エネサポート事業者において設定した省エネアドバイスの内容に基づき、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 各家庭におけるエネルギー使用状況等に関する確認及び説明
- (2) 各家庭における効果的な省エネ等の手法の提案・助言
- (3) 地球温暖化対策の重要性についての普及啓発
- (4) 本事業実施による二酸化炭素排出削減量を算出するための各家庭に対するアンケート調査への協力依頼

（経費負担）

第5条 第3条及び第4条の事項に要する経費は、省エネサポート事業者が負担するものとする。

- 2 省エネサポート事業者及び省エネアドバイザーは、省エネアドバイザーの対価として、家庭に対して診断料等の負担を求めてはならない。

(省エネサポート事業者の申込)

第6条 本事業における省エネサポート事業者の認定を受けようとする民間事業者（以下「申込者」という。）は、家庭向け省エネアドバイザー事業参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）、次の各号に掲げる内容を含む事業計画書（以下「事業計画書」という。）及びその他別に定める省エネサポート事業者の募集要領で定める書類（以下「その他書類」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 省エネアドバイザーに係る実施体制
- (2) 省エネアドバイザーの内容及び手法

(省エネサポート事業者の認定)

第7条 知事は、第6条に規定する書類の提出を受けたときは、認定基準に基づき省エネサポート事業者の認定をし、又はしない旨の決定を行い、申込者に対してその旨の通知を行うものとする。

2 前項の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める省エネサポート事業者の募集要領において記載すべきとされている事項について、すべて事業計画書に記載されており、かつ、その実現性が十分であると認められること。
- (2) 別に定める省エネサポート事業者の募集要領において遵守すべき事項として定められている事項を遵守する旨の誓約書が提出されていること。
- (3) 公序良俗に反する事業、政治、宗教を主たる目的とした活動を行っていないこと。
- (4) 本事業を行うに足る実行体制を有すること。

3 知事は、第1項の規定による認定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(変更の承認)

第8条 省エネサポート事業者は、事業計画書の内容を変更しようとする場合は、予め、省エネサポート事業計画変更届出書（様式第2号。以下「事業計画変更届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出があった場合は、認定基準に基づき事業計画書の変更の承認をし、又はしない旨の決定を行い、省エネサポート事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第3号）により、その旨の通知を行うものとする。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の変更の承認について準用する。

(認定等の取消し)

第9条 知事は、省エネサポート事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の認定又は前条第2項の変更の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5条第2項の規定に反して、家庭から省エネアドバイザー料等を徴収したとき。
- (2) 不正の手段により、第7条第1項の認定又は前条第2項の変更の承認を受けたとき。
- (3) 事業計画書の内容を実施していないと認められるとき。
- (4) 第7条第2項第2号に規定する遵守すべき事項として定められている事項が遵守されていないと認められるとき。
- (5) 第7条第2項第3号又は第4号の要件に該当しなくなったとき。

- (6) その監督する省エネアドバイザーの登録が、第16条第1項第1号及び第2号の規定により取り消されたとき。

(省エネアドバイザーの申込)

- 第10条 省エネサポート事業者は、本事業における省エネアドバイザーの登録を受ける者（以下「登録申込対象者」という。）について、省エネアドバイザー登録申込書（様式第4号。以下「省エネアドバイザー申込書」という。）及び知事が別に定める誓約書を知事に提出するものとする。
- 2 省エネサポート事業者は、省エネアドバイザー申込書の提出にあたっては、その省エネサポート事業者内で省エネ等に関する知見及び省エネアドバイザーが遵守すべき事項として知事が別に定める「家庭の省エネアドバイザー遵守規程」等に関して周知を受けた者であることを確認した上で提出するものとする。

(省エネアドバイザーの登録)

- 第11条 知事は、省エネアドバイザー申込書の提出を受けたときは、省エネアドバイザーの登録をし、又はしない旨の決定を行い、その監督する省エネサポート事業者を経由して、登録申込対象者に対してその旨の通知を行うものとする。

(登録証の交付)

- 第12条 知事は、前条において登録した省エネアドバイザーに対して、その監督する省エネサポート事業者を経由して、県登録の省エネアドバイザーであることを証明する省エネアドバイザー登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

- 第13条 省エネアドバイザーの登録の有効期間は、登録日から2年を経過する日以後の最初の3月31日までとし、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。
- 2 県は、省エネサポート事業者の申請に基づき、登録の有効期間を更新することができる。申請方法は、第10条から第12条の規定に準ずるとともに、別途提示するものとする。

(変更の届出)

- 第14条 省エネサポート事業者は、登録した省エネアドバイザーに変更が生じた場合は、省エネアドバイザー登録変更届出書（様式第6号）及びその省エネアドバイザーが保有する登録証を、速やかに知事に提出するものとする。

(変更登録証の交付)

- 第15条 知事は、前条において変更の届出を行った省エネアドバイザーに対して、その監督する省エネサポート事業者を経由して、変更後の登録証を交付する。

(登録の取消し)

- 第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、省エネアドバイザーの登録を取り消すものとする。
- (1) 不正の手段により、第11条第1項の登録を受けたとき。
 - (2) 知事が別に定める「家庭の省エネアドバイザー遵守規程」に違反する活動を行ったとき。
 - (3) 第9条第1項の規定により、省エネアドバイザーを監督する省エネサポート事業者の認定が取り消されたとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その監督する省エネサポート事業者を経由して、当該登録を受けていた者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により登録を取り消された者は、その監督する省エネサポート事業者を経由して、速やかに知事にその登録証を返納しなければならない。

（登録証の再交付申請）

第17条 省エネアドバイザーは、登録証を紛失し、又はき損したときは、その省エネアドバイザーを監督する省エネサポート事業者に報告するものとし、省エネサポート事業者は、省エネアドバイザー登録証再交付申請書（様式第7号）及び当該登録証（き損した場合に限る。）を、速やかに知事に提出するものとする。

（登録証の再交付）

第18条 知事は、前項の規定により再交付の申請のあった場合は、当該省エネアドバイザーに対して、その監督する省エネサポート事業者を経由して、登録証を再交付する。

（公表）

第19条 県は、省エネサポート事業者名及びその他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項については、公表することができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月31日から適用する。